

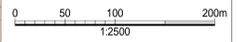
誘導区域図
(19 / 27)

- 行政区域
 - 都市計画区域
 - 市街化区域

 - 都市機能誘導区域**
 - 中心拠点
 - 地域拠点

 - 居住誘導区域**
 - 都心居住区域
 - 公共交通沿線居住区域
 - 居住環境形成区域

 - その他の市街化区域**
 - 一般居住区域
 - その他の市街化区域
- その他の市街化区域
 都市計画区域外に、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、特別警戒地区、地区計画の5号等の区域、特別警戒区域、みどり地帯等工業地域、総合公園。



この地図は、着手票の承認を得て着手票所有の誘導区域都市計画図(1:2500) 1/10,000を複製したものである。
 (承認番号)平成29年8月21日着手票指令部第8-5号